

薬物乱用対策

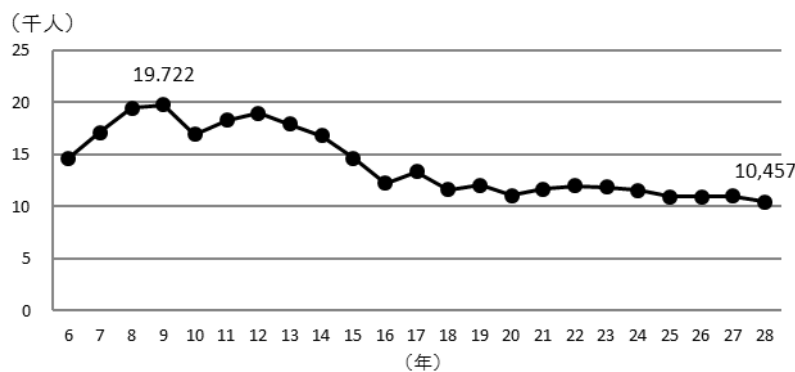
第 1 現状（これまでの成果）と課題

- 覚醒剤、大麻などの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものであるため、社会全体で取り組んでいく必要があり、薬物乱用対策を一層推進することが求められています。
- 乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、MDMA、向精神薬、シンナー等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

1 覚醒剤

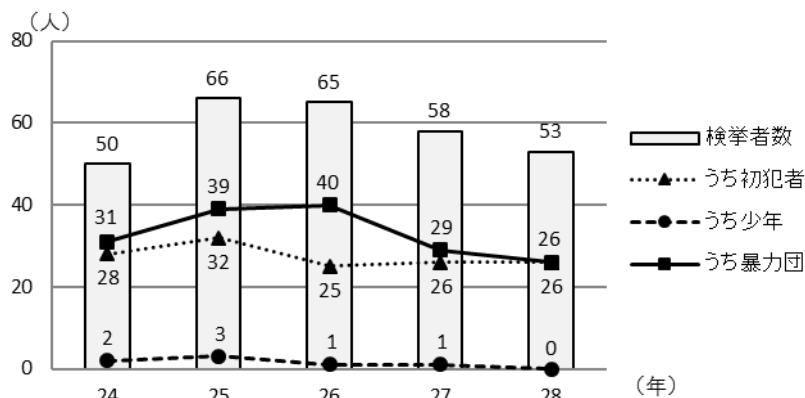
- 我が国で最も乱用されている薬物は覚醒剤であり、近年の検挙者数は平成 9 年（1997 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 18 年（2006 年）以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 平成 28 年（2016 年）の覚醒剤事犯による検挙者人員の 48.5%は暴力団関係者(5,067 人)が占めており、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることが伺われます。
- 本県においても、検挙者が最も多い薬物は覚醒剤であり、検挙者の特徴としては、全国と同様に暴力団関係者がほぼ半数を占めていること、初犯者と再犯者が概ね同数であること、少年がほぼ毎年検挙されていることがあげられます。

【図 1】全国の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(警察庁調べ)

【図 2】長野県の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(長野県警察本部調べ)

2 覚醒剤以外の薬物

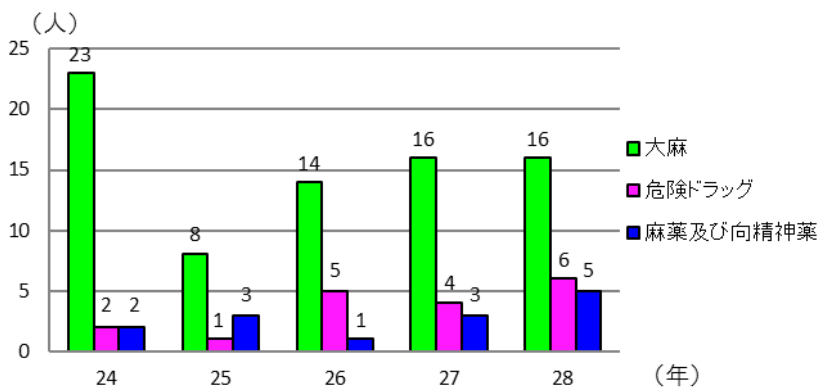
- 平成 26 年（2014 年）には、全国で危険ドラッグ関連事件が多発し大きな社会問題となり、規制及び取締が強化された結果、検挙者が急増しましたが平成 28 年（2016 年）には 5 年ぶりに減少し、街頭店舗は平成 27 年（2015 年）7 月に全て閉鎖しました。
- 全国では、平成 21 年（2009 年）をピークに減少傾向にあった大麻による検挙者が、平成 26 年（2014 年）から増加に転じ、平成 27 年（2015 年）には 5 年ぶりに 2000 人を超え、平成 28 年には更に増加しています。
- 本県では、危険ドラッグやシンナーによる検挙者は毎年数名である一方、大麻による検挙者は年によって差があるものの 5 年間で 77 名となっています。

【表 1】全国の大麻等による検挙者数の推移

| 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大麻 | 1,603 | 1,555 | 1,761 | 2,101 | 2,536 |
| 危険ドラッグ | 112 | 176 | 840 | 1,196 | 920 |
| 麻薬及び向精神薬 | 280 | 478 | 378 | 398 | 412 |

（警察庁調べ）

【図 3】長野県の大麻等による検挙者数の推移



（長野県警察本部調べ）

3 薬物の入手経路

- 乱用される薬物は暴力団等の資金源にもなっており、その流通経路が巧妙化しているとともに、薬物の種類も多様化しています。
- 携帯電話やインターネット、個人輸入等を使用することにより、身近に店舗がなくとも薬物が入手できる状況となっています。
- 大麻については、密輸入が減少する一方で不正栽培が増加しています。